

○恵那市附属機関等の会議の公開に関する要綱

平成30年10月11日告示第118号

恵那市附属機関等の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関等の会議（以下「会議」という。）を公開し、その審議状況を市民に明らかにすることにより、会議の運営の透明性及び公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公平公正で開かれた市政の推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において附属機関等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された市長の附属機関

(2) 市民の意見及び有識者の専門的知見等の意見を聴取し、市の施策に反映させることを目的として、規則、要綱等の規定に基づき設置された委員会、協議会、審議会等

(会議の公開基準)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

(1) 法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合

(2) 恵那市情報公開条例（平成16年恵那市条例第14号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議を行う場合

(3) 会議を開くことにより、当該会議の適正な運営に支障が生じる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開（一部非公開を含む。以下同じ。）の決定は、前条の基準に基づき、附属機関等の長が会議に諮って行うものとする。ただし、附属機関等の長が選任されていない場合は、市長が会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。

2 前項の規定により、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 附属機関等は、前条第1項の規定により、会議の公開（一部非公開を含む。）を決定した場合、次に掲げる事項を会議の開催予定日の7日前までに、公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴定員
- (6) 会議の傍聴に必要な手続等
- (7) 公開又は非公開の別（非公開とする場合にあっては、その理由）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、附属機関等が必要と認める事項

2 附属機関等は、前項の会議開催の事前公表をする場合は、市のウェブサイトへの掲載等の方法により、広く市民への周知に努めるものとする。

（会議の公開方法）

第6条 会議の公開は、会議に傍聴席及び必要に応じ記者席を設け、前条第1項第6号の手続等をとった者（以下「傍聴者」という。）に会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 附属機関等は、公開する会議において、傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるものとする。

3 会議の傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順に傍聴者を決定するものとする。

ただし、附属機関等が必要と認めるときは、抽選により傍聴者を決定することができる。

（会議の秩序維持）

第7条 附属機関等は、会議を開催する場合は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴者に係る遵守事項を定め、当該会議場内の秩序の維持に努めなければならない。

（会議資料の配付）

第8条 附属機関等は、会議を開催する場合は、当該会議に付する会議資料を傍聴者に配付するよう努めるものとする。ただし、配付が困難と認められる会議資料については、当該会議の開催場所において傍聴人が閲覧できるようにするものとする。

（会議録及び会議資料の公開）

第9条 附属機関等は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議の終了後、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録又は会議要旨（以下「会議録等」という。）を作成するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題

(5) 公開又は非公開の別（非公開とした場合にあっては、その理由）

(6) 出席者

(7) 会議の内容

(8) 傍聴者の数

2 附属機関等は、会議を公開した場合、前項の会議録等及び会議資料を市のウェブサイトへの掲載等の方法により公表するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開に関し必要な事項は、各附属機関等が定めるものとする。

附 則

この告示は、平成31年1月1日から施行し、同日以後に開催が決定する附属機関等の会議について適用する。